

川崎市重度障害者入浴援護 事業のご案内



障害福祉課
障害福祉係



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

1. 制度について

- **【サービスの内容】**

- 主なサービスは、入浴、清拭及び洗髪等のサービスになります。
入浴利用回数は月 6 回、夏季（6～10月）は月 8 回まで

- **【対象者】**

- 対象者は次の各号に該当する在宅の重度の障害者及び障害児であって、かつこの事業の利用を図らなければ入浴が困難な者
とします。
 - (1) 12 歳以上 65 才未満で、身体障害者手帳 1、2 級の方
 - (2) 12 歳以上 65 才未満で、知能指数 35 以下の方（知的障害最重度、重度の方）

※ただし、ア：健康上入浴に適さない方、イ：伝染病の疾患を有する方 ウ：介護保険の入浴サービスや他のサービス（通所サービスや居宅介護など）で入浴サービスを受ける対象となっている方は利用できません。

※なお、12歳未満の者にあっては、体格等の身体的条件又は、介助者の状況から同様に入浴の必要性が認められる場合を含みます。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2. サービス利用料について

・【利用料の負担】

- ・ 支給決定障害者等が属する住民基本台帳上の世帯の課税状況により、サービスを受けた費用を負担することになります。（下記表参照）
- ・ 継続して入浴援護サービスを希望される方は、年に1度の期間更新時に、利用料の見直しを行います。
- ・ なお、支給回数を超えた利用は、全て**全額自己負担**となります。

支給決定障害者等が属する住民基本台帳上の世帯の状況	費用負担額(1回当たり)
生活保護世帯	0円
市民税(均等割)非課税世帯	
本人(児童の場合は保護者)の収入額が80万円未満の場合	0円
本人(児童の場合は保護者)の収入額が80万円を超える場合	0円
市民税課税世帯	
最多納税者の市民税額(均等割及び所得割)が3万3千円未満の場合	100円
最多納税者の市民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満の場合	200円
最多納税者の市民税額(所得割)が23万5千円以上46万円未満の場合	400円
最多納税者の市民税額(所得割)が46万円以上の場合	1,400円

3. サービス利用にかかる手続きについて

・【初回の利用について】

- ・利用者は区役所の高齢・障害課の窓口で入浴援護サービスの申し込みを行います。（場合によっては、課税証明書等が必要となるので、事前に高齢・障害課までご確認ください。）
- ・高齢・障害課で初回の入浴援護サービス事業者の調整を行い、利用者に「決定通知書」「受給者証」を送付します。
- ・利用者は初回の入浴援護サービス事業者に対し、受給者証を掲示し、契約を行います。
- ・その後、入浴援護サービスが開始されます。

・【複数の事業者の利用について】

- ・利用者は市のHPに掲載されている登録事業者（構成事業者）リストの連絡先へ個別に連絡し、利用が可能かどうか確認を行います。確認後、初回同様に契約を行い、サービスを行います。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

4. 注意事項

- **【利用回数の上限管理について】**
- 受給者証に書かれている第一の事業所が利用回数管理を行います。もし第一の事業所を利用できなくなった場合には、受給者証に記載した次の事業所が利用回数の管理を行います。
- **【利用回数を超えた場合の取り扱いについて】**
- 制度の利用回数を超えた場合は全額自己負担となります。負担額は事業者にお尋ねください。

